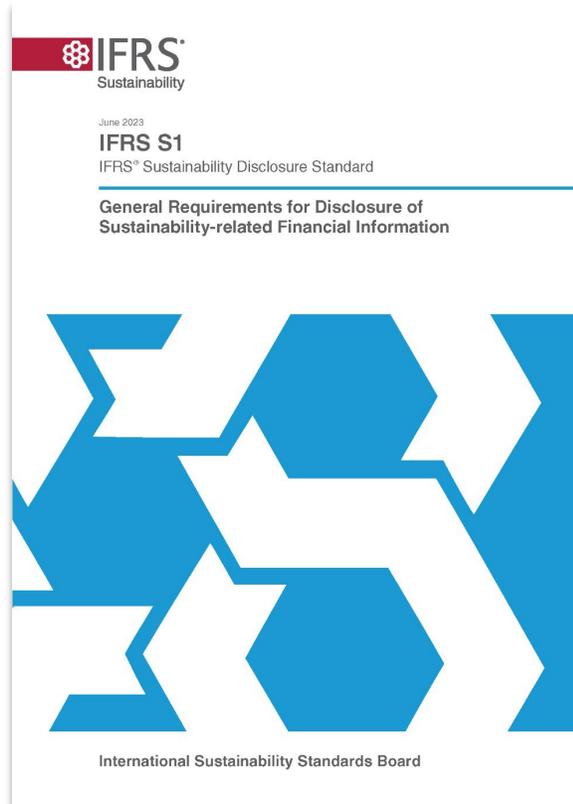




IFRS S1号： サステナビリティ関連財務情報の開示 に関する全般的な要求事項

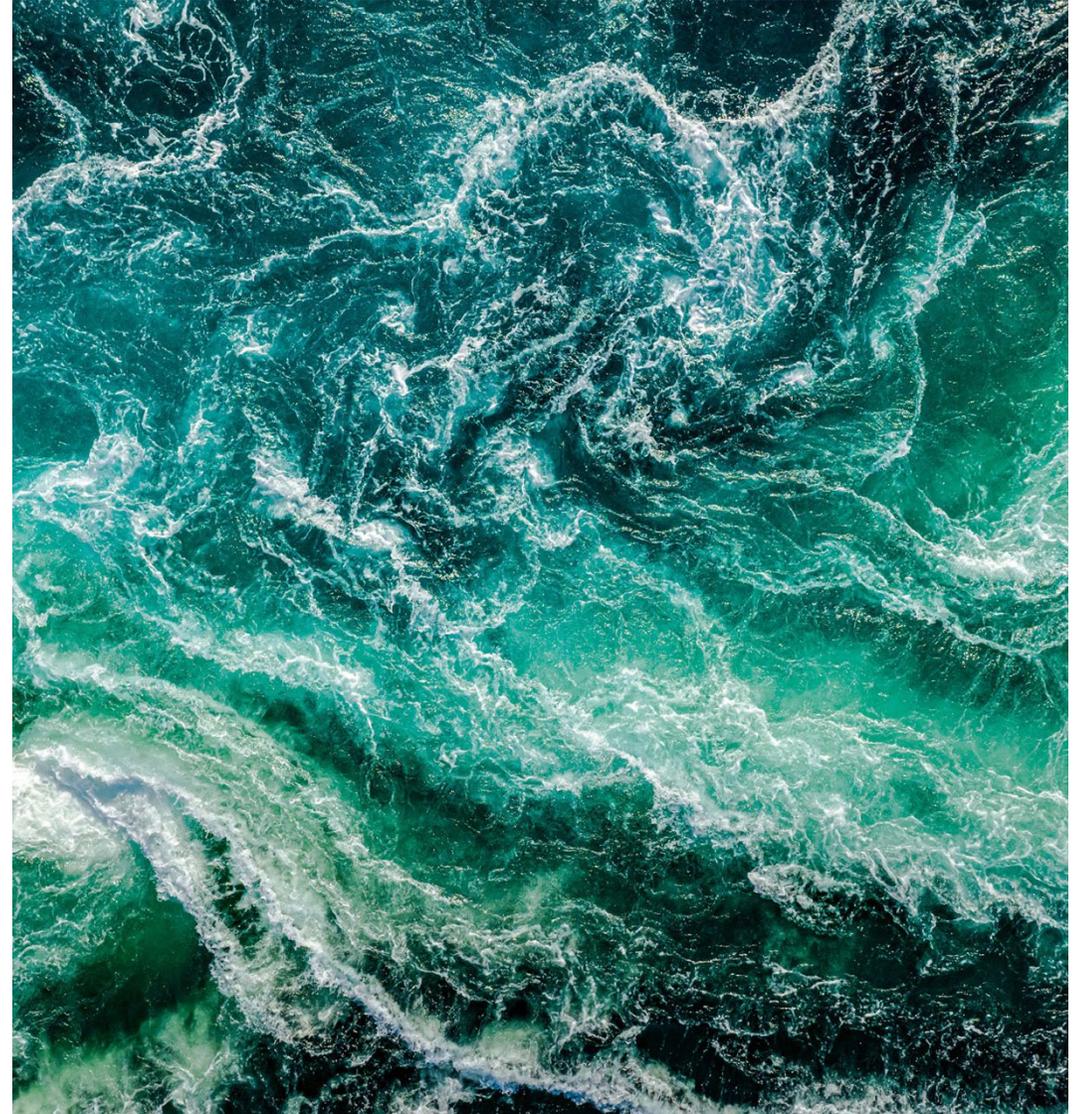
IFRS S1号： サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項



- 投資家の情報ニーズを満たすために、**サステナビリティ関連のリスク及び機会**に関する**重要性がある (material) 情報**を、財務諸表とともに開示することを要求する
- サステナビリティに関する情報を提供するにあたり、**TCFD提言の構造**を適用する
- **産業固有の開示**を要求する
- 気候（IFRS S2号）以外の事項について、**企業**がサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに開示を識別するのに**役立つ情報源**を参照する
- **あらゆる会計の要求事項 (GAAP)**とも組み合わせて用いることができる

IFRS S1号の内容

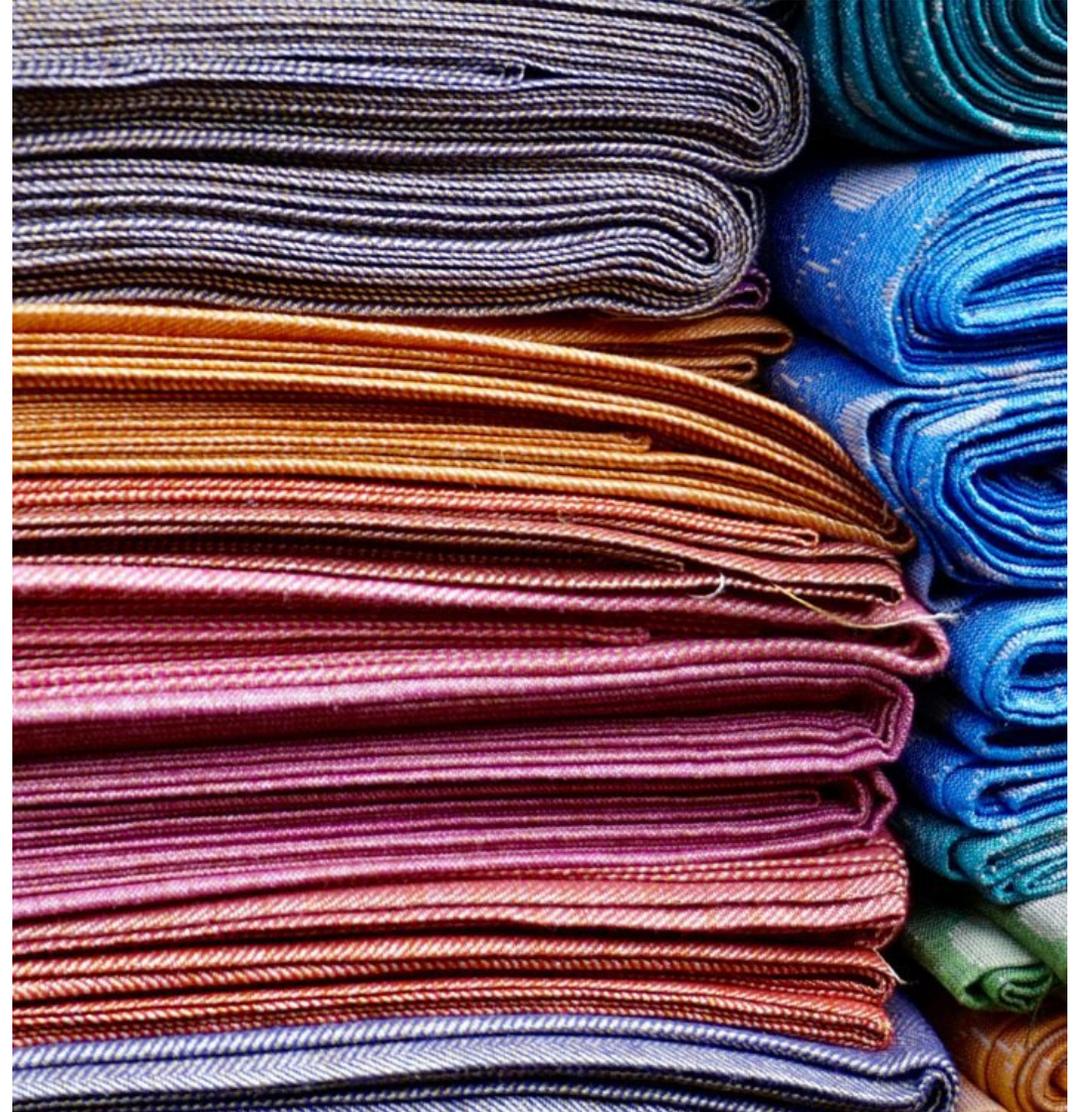
1. 目的
2. 範囲
3. 概念的基礎
4. コア・コンテンツ
5. 全般的要求事項
6. 判断、不確実性及び誤謬



目的

- IFRS S1号は、投資家の情報ニーズを満たすために、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を要求する
- すなわち、次のものに関する情報を意味する

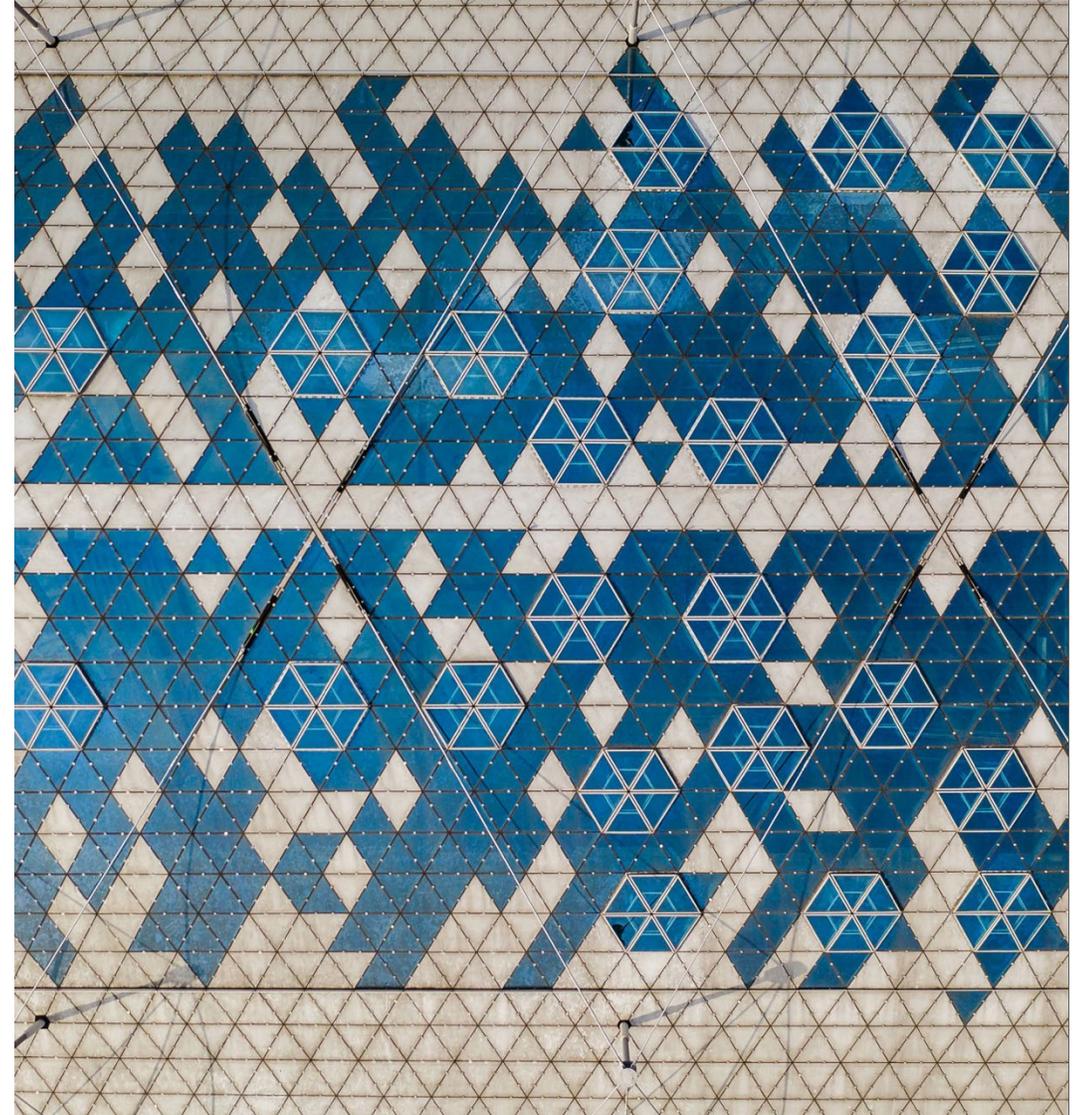
企業の見通し（短期、中期又は長期にわたる、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コスト）に影響を与える（affect）ことが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会



重要性がある (material)
サステナビリティ情報を
企業はどのように識別するか

情報は、それを省略したり、
誤表示したり、不明瞭にしたり
したときに、**投資家の意思決定に
影響を与える (influence)**
ことが合理的に見込まれる場合に
は、重要性がある (material)

これは、IFRS会計基準における「重要性がある (material) 」
の定義に基づく



サステナビリティは、企業の見通しにどのように影響を与える（affect）可能性があるか

投資家に財務的価値を提供する企業の能力は、次のものと密接に関連している

企業が共に働き、
サービスを提供する
利害関係者



企業が事業を営む
社会



企業が依存する
天然資源



統合報告フレームワークからの概念に基づく

つながりのある情報

IFRS S1号は、次のもの間のつながり (connections) を理解できるような開示を要求する

- サステナビリティ関連のリスク及び機会
- コア・コンテンツに関する開示
- サステナビリティ関連財務開示と財務諸表

サステナビリティ関連財務開示は、

- 関連する財務諸表と**同じ**報告**企業**及び報告**期間**について作成される
- 財務諸表と**同時**に、一般目的財務報告書の一部として提供される
- 会計上の要求事項を考慮した上で可能な限り、財務諸表における財務データ及び仮定と**整合するデータ**及び**仮定**を含める

TCFD提言の構造を適用し、コア・コンテンツの領域を示す



ガバナンス

サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続



戦略

サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略



リスク管理

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために企業が用いるプロセス



指標及び目標 (targets)

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス

サステナビリティ開示を作成するためのガイダンス



どのリスク及び機会か？

関連性がある**リスク及び機会**を識別するために、企業はISSB基準を用いる。さらに、**次のものを考慮しなければならない**：

- **SASBスタンダード**

企業は、**次のものを考慮することもできる**：

- CDSBフレームワーク適用ガイダンス
- 産業の実務
- 投資家に焦点を当てた基準設定主体による文書



どの情報か？

どの情報を開示するかを識別するために、企業はISSB基準を用いる。さらに、気候以外の事項については、**次のものを考慮しなければならない**：

- **SASBスタンダード**

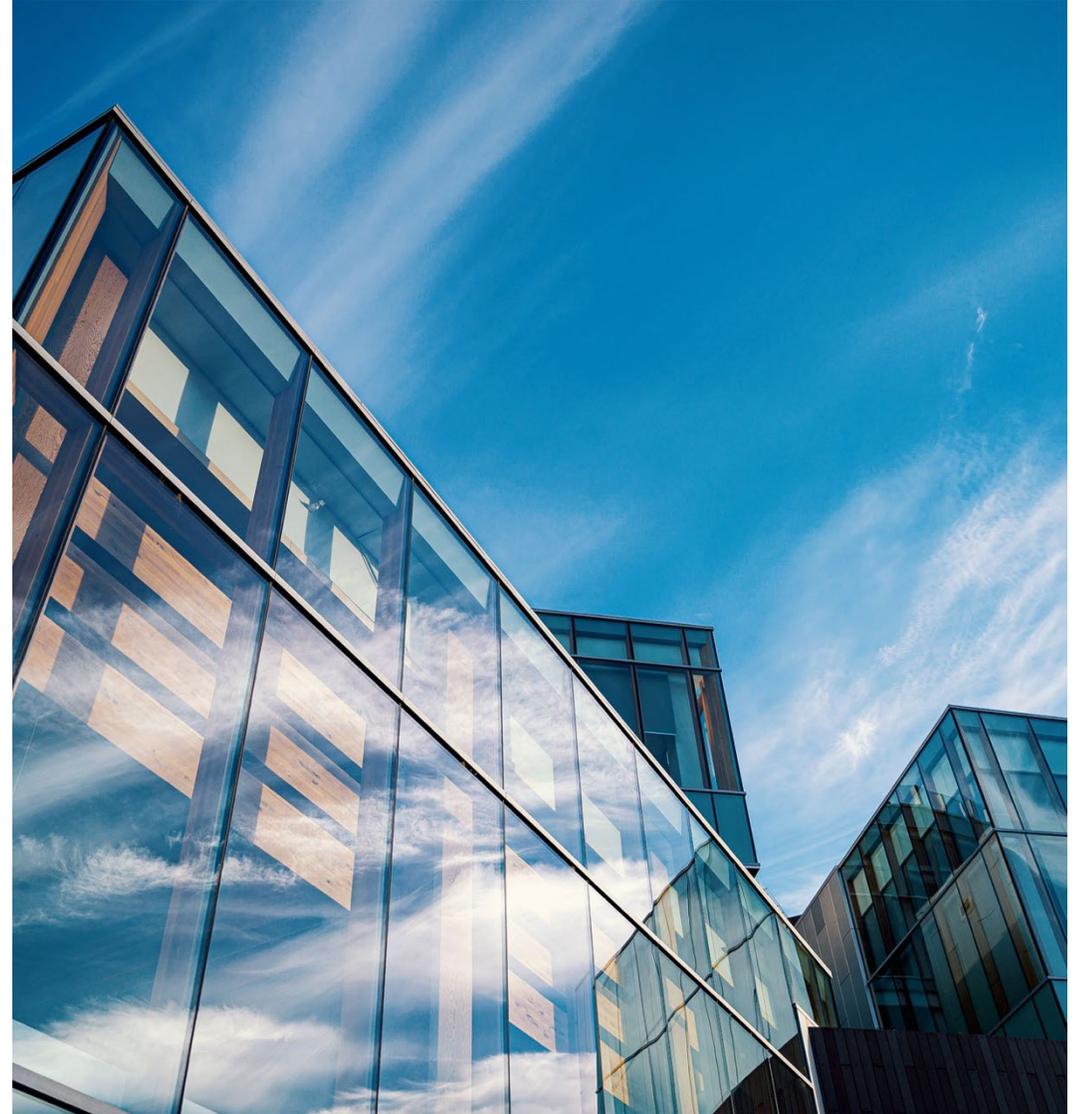
企業は、投資家の情報ニーズを満たす範囲で、**次のものを考慮することもできる**：

- CDSBフレームワーク適用ガイダンス
- 産業の実務
- 投資家に焦点を当てた基準設定主体による資料
- GRI基準
- 欧州サステナビリティ報告基準

適用初年度の経過措置

- 気候関連の情報に開示を限定することができる
- 遅れて報告することが容認される – すなわち、年次のサステナビリティ関連財務情報を翌期の半期報告とともに提供することができる
- スコープ3の開示は要求されない
- すでに異なる測定アプローチを用いていた場合、「温室効果ガスプロトコル」を適用する必要はない
- 比較情報を提供する必要はない*

*初年度において気候関連の情報に開示を限定する企業は、2年目において、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較情報を提供する必要はない



いつIFRS S1号及びIFRS S2号の適用を開始するか？

- **2024年1月1日**以後に開始する年次報告期間より**発効**
- 企業が両方のISSB基準を同時に適用する限り、上述の日付よりも**前に利用可能である**
- 企業が2024年よりも前に適用する場合、**その旨を開示する**

考慮事項

- 投資家からの要請に対応する
- 十分に確立された基準及びフレームワークに基づく
- 経過措置
- 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報の利用
- キャパシティ・ビルディング及びガイダンスの提供についての約束
- 18,000社以上の企業が、2024年のCDPプラットフォームで開示するために、IFRS S2号が要求するデータを収集する予定である



今すぐISSB基準にアクセス

